(七)　(四)の規定は、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者以外の建設業者の下請負人について準用する。この場合において、「協議を行い対応策を定める」とあるのは、「協議を行うよう、下請工事の注文者に通知する」と読み替えるものとする。

二　くいの支持層への到達に係る一般的事項について

(一)　監理技術者等は、基礎ぐい工事におけるくいの支持層への到達に責務を有する。

(二)　発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、下請負人によるくいの支持層への到達に係る技術的判断に対し、その適否を確認する。

(三)　発注者から直接建設工事を請け負った建設業者による支持層への到達の確認に当たっては、監理技術者等は、基礎ぐい工事の施工前に、くいのうち当該建設業者が立ち会って支持層への到達を確認するくい及びその他の方法により確認するくいを定める。

(四)　発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、設計図書等に沿った施工が可能か判断するため実施する試験ぐいについて自ら立会い、原則として工事監理者に立会いを求めるとともに、基礎ぐい工事の施工体制に係る全ての下請負人の主任技術者の立会いのもとで支持層の位置等を確認する。

三　施工記録に係る一般的事項について

(一)　発注者から直接建設工事を請け負った建設業者の下請負人は、基礎ぐい工事の施工を把握するために、オーガ掘削時に地中から受ける抵抗に係る電気的な計測値、根固め液及びくい周固定液の注入量等施工記録を確認し、当該建設業者に報告する。当該建設業者は、当該下請負人から報告がなされた場合には、その施工記録のくいの支持層到達等を証明する記録としての適正性を確認する。

(二)　発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法について、基礎ぐい工事の施工前に定め、施工時に当該施工記録が取得できない場合には当該手法に基づき記録を作成しなければならない。

(三)　発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、あらかじめ施工の適正性を確認する施工記録を保存する期間を定め、当該期間保存しなければならない。

(四)　発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、情報技術を活用した施工記録の確認方法及び報告方法を導入することにより、施工の合理化を図るよう努めるものとする。

(五)　(一)の規定は、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者以外の建設業者の下請負人について準用する。この場合において、「その施工の適正性を確認する」とあるのは、「その施工の適正性を確認し、下請工事の注文者に報告する」と読み替えるものとする。

○国土交通省告示第四百六十九号

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成二十六年国土交通省告示第千百七号）第七条の規定により、同告示第五条第二項第四号に掲げる事項の変更の届出があったので、同告示第十四条第一項第三号の規定により、公示する。

平成二十八年三月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　次の登録番号の資格付与事業又は事務を行う者（法人）の代表者の氏名を「大島　一哉」から「長谷川伸一」に変更する。

・品確技資第一号
・品確技資第二号
・品確技資第四号
・品確技資第六号
・品確技資第十号
・品確技資第二十号
・品確技資第二十六号
・品確技資第三十七号
・品確技資第四十二号
・品確技資第四十六号

二　次の登録番号の資格付与事業又は事務を行う者（法人）の代表者の氏名を「磯部　雅彦」から「廣瀬　典昭」に変更する。

・品確技資第七号
・品確技資第八号
・品確技資第十五号
・品確技資第十六号
・品確技資第二十二号
・品確技資第三十一号
・品確技資第三十二号
・品確技資第三十九号

三　次の登録番号の資格付与事業又は事務を行う者（法人）の代表者の氏名を「森元　峯夫」から「石崎　浩」に変更する。

・品確技資第十一号
・品確技資第十二号
・品確技資第二十七号
・品確技資第二十八号

四　次の登録番号の資格付与事業又は事務を行う者（法人）の代表者の氏名を「二羽純一郎」から「西山　峰広」に変更する。

・品確技資第二十九号
・品確技資第三十号
・品確技資第三十八号

○国土交通省告示第四百七十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西手野川三

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

熊本県阿蘇市一の宮町手野

字神宮司

一九四五番一及び一九四五番二
一九四六番
一九四七番
一九四八番
一九四九番
一九五〇番二
一九五一番二
一九五二番二及び一九五二番三
一九五三番二及び一九五三番三
一九五四番二
一九五五番二
二〇五七番
二〇五八番
二〇五九番
二〇六〇番
二〇六一番
二〇六二番
二〇六三番
二〇八九番二
二〇九〇番二
二〇九一番一から二〇九一番四まで
二〇九二番一及び二〇九二番二
二〇九五番五
二〇九六番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

熊本県阿蘇市一の宮町手野

字神宮司　二〇八九番一　一号
二〇九〇番一　二号
二〇六二番　三号
二〇五七番　四号及び五号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北坂梨川二・三

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を平成二十五年国土交通省告示第千百二十五号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱七号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市一の宮町北坂梨

字小畑　八三九番三　一号
八四〇番一　二号及び三号
八四三番一　四号から六号まで
八一五番二　七号
八二五番五地先道路敷　八号
八二五番二　九号及び十号
八二八番二　十一号
八三九番四　十二号及び十三号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

乙姫川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和三十八年建設省告示第二千二百九十五号で指定した乙姫川に掲げる土地の境界線及び平成元年建設省告示第百七十八号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域